

5 監 査 第 79 号
令 和 5 年 9 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 高 桑 敏 直

同 近 藤 裕 人

令和4年度愛知県内部統制評価報告書の審査について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度愛知県内部
統制評価報告書に対する意見書を別紙のとおり提出します。

令和4年度愛知県内部統制評価報告書審査意見書

「愛知県監査委員監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和5年9月1日

愛知県監査委員	前	田	貢
同	川	上	明彦
同	山	内	和雄
同	高	桑	敏直
同	近	藤	裕人

1 審査の対象

「令和4年度愛知県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度愛知県内部統制評価報告書の審査は、愛知県知事が作成した内部統制評価報告書について、愛知県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度愛知県内部統制評価報告書について、愛知県知事から報告を受け、「愛知県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係局等に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和4年度愛知県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

ただし、同報告書においては、5に記載の事項につき、運用上の重大な不備があると指摘しているが、内部統制制度も導入後3年が経過し、本県のみならず他の地方自治体においても、様々な事例が蓄積されているため、今後の本評価の運用の継続性や安定性の確保の観点から、その重大な不備の有無を判断するための公平・適正な基準作りに向けて鋭意努力されることを期待する。

5 備考

評価対象期間において運用上の重大な不備がある。当該運用上の重大な不備については、警察署において、燃料代等282件で総額16,032,817円の支払手続を懈怠し、うち93件について合計47,400円の遅延利息を生じさせたものであり、愛知県警察本部では、担当者及び管理監督者に厳正な懲戒処分を行った。